



放置自転車をなくし 安全で快適な街に

環境に優しく、手軽で便利な交通手段である自転車ですが、駐輪場などの決められた場所以外に止めると迷惑な放置自転車となります。高齢者や障害者、ベビーカーを利用する人などにとっては大変危険で迷惑となり、災害時の救急・消防活動などにも支障が出ます。

自転車もルールを守らなければ、他人の迷惑になることを一人ひとりが認識し、決められた自転車駐輪場を利用しましょう。

放置自転車は移動、保管します

駐輪場以外の場所に置かれていて、利用者がすぐに移動することができない自転車を放置自転車といいます。これは長期間放置された自転車だけではなく、通勤通学のため駅前などに置かれた自転車や、買い物などのために一時的に置かれた自転車も含まれます。

市内の放置自転車は減少傾向にあるものの、25年度には約3,500台を移動・保管しています。こういった放置自転車による問題を解消するため、市内6駅周辺では整理員が巡回して、放置自転車に対する警告、駐輪場への誘導などを行っています。

そのほかにも八千代台・勝田台・八千代緑が丘・八千代中央各駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の即日移動・保管を行っています。ワイヤー錠などでフェンスやポールにつながれ、移動・保管の妨げになる場合は、ワイヤー錠などを切断して撤去します（ワイヤー錠などの補償はしません）。

放置自転車を発見したら警察に連絡を

市内の路上で放置自転車を発見したら、盗難自転車の可能性がありますので、警察に連絡してください。

危ないからと自分で別の場所に移動させてし

まうと、移動させた人が放置をしたとみなされることもありますので注意しましょう。

私有地や私道に放置された自転車の撤去は行っていません。それぞれ管理者の責任で警察に連絡し、処分するなどの対応を行ってください。

自転車の引き取りは指定の保管場所で

移動された自転車の引き取りは、放置自転車保管場所(右上地図参照)で行ってください。

防犯登録をしてある自転車や住所・氏名の分かる自転車は文書で引き取りの通知を行っています。引き取りには免許証・健康保険証などの身分を確認できるもの、自転車の鍵、移動保管料1,050円が必要です。

また、家族などが代理で引き取りに来る場合は、代理の人の身分証明書も必要です。

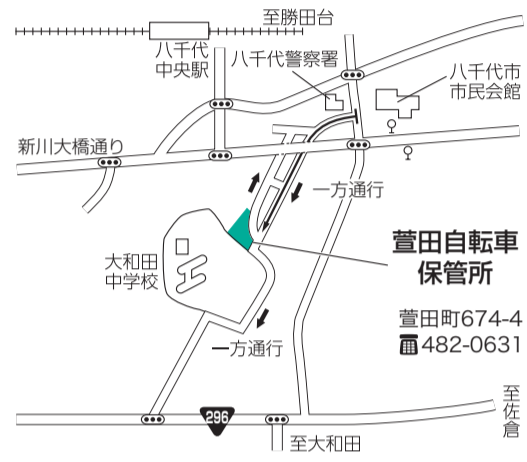
保管期間は保管の告示が行われた日から2か月間です。保管期間を過ぎた自転車は処分しますので、期間内に引き取りに来てください。

盗まれた自転車が移動・保管された場合は、無料で返還する場合があります。移動・保管日より前に盗難の被害届が交番に受理されていることが条件となります。保管場所の係員に被害届の受理日と受理番号、盗まれた際の状況を伝えて下さい。

自転車を買った時は防犯登録をし、盗まれた時は必ず被害届を出してください。

放置自転車保管所

祝日・年末年始を除く月曜～土曜日
午前10時～午後6時



自転車のリサイクル

保管した自転車の中で保管期間を過ぎても引き取りがなく、状態が良いものは、県自転車軽自動車商協同組合習志野八千代支部で整備を行ったうえで、リサイクル販売をしています。リサイクル自転車についてのお問い合わせは、若狭オートサイクル☎482-5912(勝田台2-18-1)へ。

駐輪場をご利用ください

現在、市内各駅周辺26か所に約1万7,000台分の駐輪場があります。利用を希望する人は、右表にある各管理事務所で空き状況を確認し、手続きをしてください。

手続きには、利用料金のほかに運転免許証や健康保険証など、身分を証明できるものが必要です。学生は学生証もあわせてお持ちください。

利用は1か月単位で、最長でその年度末(3月末日)まで契約できます。右表で○が付いている駐輪場は、一時利用もできますので、ご利用ください。

